

資格登録停止措置の概要

1. 資格登録停止措置業者名
中部地質株式会社(石川県金沢市森戸1-228)[1000009030]
株式会社ダイヤコンサルタント(東京都千代田区三番町6-3)[1000007631]
ヤマト地質調査株式会社(富山県富山市長江3-1-8)[1000018853]
基礎地盤コンサルタンツ株式会社(東京都江東区亀戸1-5-7)[7000000261]
2. 資格登録停止措置の期間
令和元年9月17日 ~ 令和元年11月16日 (2ヶ月)
3. 資格登録停止措置の地域
地域1 名古屋支社及び金沢支社が所掌する地域
4. 事実概要
当該有資格業者は、「東海北陸自動車道 真木トンネル他土質調査」(金沢支社発注)の入札において、低入札価格調査資料の提出を求めたところ、入札金額に誤りがあること等を理由に、低入札価格調査の辞退を申し出たものである。
5. 資格停止措置理由
有資格業者である上記の事業者が、低入札価格調査資料の提出をせず、低入札価格調査を辞退したことは、中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領別表12第12号(不正又は不誠実な行為)の措置要件に該当する。

<資格登録要領別表12>

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 12 別表11及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事・調査等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	全地域又は発生地域について 当該認定をした日から1月以上9月以内

- 問合せ先
中日本高速道路株式会社 契約審査部 発注審査課(052-222-3469)